

証券業務を行う金融機関の合併の公告

当信用金庫は、平成30年6月15日開催の通常総代会において令和元年6月24日に、掛川信用金庫と対等合併することを決議いたしました。

存続金庫は掛川信用金庫であり、当信用金庫は解散いたしますので、当信用金庫が行っていた証券業務は、合併後、掛川信用金庫との合併により発足する島田掛川信用金庫が引き継ぎます。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定に基づき公告いたします。

令和元年5月24日

静岡県島田市本通三丁目2番の1

島田信用金庫

理事長 市川 公